

1. 件名：福島第一原子力発電所 所内共通ディーゼル発電機空気だめ修理に伴う溶接検査確認事項の追加についての面談
2. 日時：令和4年6月14日（火）15時00分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、塩唐松係員
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
川下企画調査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、福島第一原子力発電所所内共通ディーゼル発電機空気だめ修理について、6月3日の前回面談における指摘事項に対し、資料に基づき主に以下の説明を受けた。
 - 今回の修理において溶接する個所は、設計・建設規格に規定されている、補強に有効な範囲外であり、セーフエンドの溶接に該当しないことから「管」となること。
 - 溶接部の外径は150mm未満である事から、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第26条第7号に規定する溶接検査の対象外であること。

○原子力規制庁は、上記説明内容について確認した。

6. その他

資料：

- 所内共通ディーゼル発電機空気だめ修理について